

施設入所 サービス内容及び料金表(2)

(全て税込みです。1割負担の場合)

令和4年3月1日

サービス内容略称/算定項目		単位数	金額(1割)
該当される方	所定疾患施設療養費Ⅰ	肺炎・尿路感染・带状疱疹・蜂窩織炎への投薬, 処置等(1回に連続する7日を限度)	239 単位/日 246 円
	所定疾患施設療養費Ⅱ	肺炎・尿路感染・带状疱疹・蜂窩織炎への投薬, 処置等(1回に連続する10日を限度)	480 単位/日 493 円
	再入所時栄養連携加算	医療機関に入院し,再入所時に医療機関の管理栄養士と連携し栄養管理の調整を行う	200 単位/1回限り 206 円
	療養食加算	疾患に応じた療養食の提供(1日に3回を限度)	6 単位/回 7 円
	経口移行加算	医師の指示に基づき多職種共同による経口移行計画の作成,実施	28 単位/日 29 円
	経口維持加算Ⅰ	医師又は歯科医師の指示に基づき,多職種共同による入所者の食事を観察,会議等し経口維持計画書を作成,実施	400 単位/月 411 円
	経口維持加算Ⅱ	経口維持加算Ⅰに協力歯科医療機関を定めた上で歯科医師,歯科衛生士,又は言語聴覚士が加わった場合	100 単位/月 103 円
	褥瘡マネジメント加算Ⅰ	医師,他多職種共同により褥瘡ケア計画を作成,実施。評価を3ヶ月に1回は行い褥瘡のリスクを計画的に管理	3 単位/月 3 円
	褥瘡マネジメント加算Ⅱ	褥瘡マネジメント加算Ⅰの評価の結果リスクがあるとされた入所者に褥瘡の発生がない事	13 単位/月 14 円
	排せつ支援加算Ⅰ	医師又は医師と連携した看護師が入所時に評価。その後は定期的に評価	10 単位/月 11 円
	排せつ支援加算Ⅱ	排せつ支援加算Ⅰでの評価において排尿・排便のどちらか一方の改善,又は変化なし	15 単位/月 16 円
	排せつ支援加算Ⅲ	排せつ支援加算Ⅰでの評価において排尿・排便の改善,又は変化なし	20 単位/月 21 円
	自立支援促進加算	医師が入所時に医学的評価を行い多職種が共同して支援計画を作成,実施。3ヶ月に1回見直しを行う。	300 単位/月 309 円
	科学的介護推進体制加算Ⅰ	基本的な情報を厚生労働省に提出し必要に応じて見直しを行い活用	40 単位/月 41 円
	科学的介護推進体制加算Ⅱ	科学的介護推進体制加算Ⅰに疾病,服薬の状況等の情報を加える。	60 単位/月 62 円
	短期集中リハ加算	個別リハビリの実施。週3回以上,20分以上。入所後3ヶ月間のみ	240 単位/日 247 円
	認知症短期集中リハ加算	認知症入所者の個別リハビリの実施。週3回限度,20分以上。入所後3ヶ月間のみ	240 単位/日 247 円
	外泊時費用	1ヶ月に6日を限度	362 単位/日 372 円
	ターミナルケア加算Ⅰ I 死亡日以前31日以上45日以下	医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断し,家族等の同意を得て,入所者のターミナルケアに係る計画が作成され,医師・他多職種が共同しターミナルケアを行う	80 単位/日 83 円
	ターミナルケア加算Ⅱ I 死亡日以前4日以上30日以下		160 単位/日 165 円
ターミナルケア加算Ⅲ I 死亡日以前2日又は3日	820 単位/日 843 円		
ターミナルケア加算Ⅳ I 死亡日	1650 単位/日 1695 円		
処遇改善加算Ⅰ	利用単位数合計に3.9%乗じた額/月		
特定処遇改善加算Ⅱ	利用単位数合計に1.7%乗じた額/月		